

第1特集 文教・科学技術施策の進展

平成20年度の展望

解説

- 10 生涯学習社会の実現
- 17 初等中等教育の充実
- 25 大学改革の推進
- 30 私立大学の充実
- 32 我が国の科学技術・学術政策
- 46 スポーツの振興と青少年の健やかな育成
- 51 「文化力」の向上
- 55 国際協力・交流の推進
- 57 文教施設の充実
- 資料 59 平成20年度予算
- 61 平成20年度税制改正の概要
- 63 政策評価の取組
- 65 平成20年度機構・定員要求査定結果

第2特集 66 「文部科学省 情報ひろば」オープン

Color

- 1 学びのある風景 国立科学博物館
- 4 龍宮席 天馬 シルクロードを翔る夢の馬
(奈良国立博物館)
- 表2 動物の赤ちゃん アイアイ
- 表3 遙哉知新 若狭めのうの玉磨用具
- 6 霧隠のアスリートたち 岩崎恭子(水泳)
- 8 トビックス 文部科学省の顔

- 70 国立美術館・博物館研究員は語る
東京国立近代美術館フィルムセンター／国立西洋美術館
- 72 富貴を調査する 敬語の変化を経年的に明らかにする
- 74 総合型地域スポーツクラブへ行ってみよう！
常盤の里スポーツクラブ／もとみやスポーツネットワーク
- 76 自然に学び、仲間と笑う 国立青少年教育振興機構本部
- 78 海外最新教育情報
- 80 列島フォーカス・都道府県最前線
- 82 インフォメーション
- 84 編集後記

イラスト／内部清美

「文化力」の向上

文化庁

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、

豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高めるうえで不可欠なものであり、文化芸術による国づくりを推進することが必要である。文化庁では、平成二〇年度予算に一〇一億八千万円（対前年度一億円（〇・一％）増）を計上し、一三年末に成立した文化芸術振興基本法および同法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」をふまえ、国内外の人々を魅了する「文化力」の向上を図ることとしている。

芸術創造活動

1 文化芸術創造プランの推進

(1) 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

芸術家や芸術団体等が行う舞台芸術創造活動等は、我が国の社会に活力を与えることが期待される。舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する重点支援を引き続き行うとともに、芸術

による国際交流を推進していく。

(2) 「日本映画・映像」振興プランの推進

我が国の映画・映像水準の向上を図るため、製作支援を行うとともに、上映や海外への発信、人材育成事業等の支援、映画フィルムの収集・保管を進める。また、「メディア芸術振興総合プログラム」により、優れたクリエイターを発掘・育成し、国内各地のメディア芸術拠点の活動支援等を図るとともに、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に発信することにより、人材育成・国際拠点形成を推進する。

(3) 新進芸術家やアートマネジメント人材等の育成

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、優秀な人材を得ることが不可欠である。次代を担う芸術家を養成するため、美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野において、研修・発表の場を提供するとともに、芸術団体等が行う養成事業等への支援を充実させる。

また、文化芸術活動を支えるアートマネジメント人材の育成を図るべく、平成二〇年度より



小鼓こども体験教室（山形県鶴岡市）

新たに、アートマネジメント人材に関する調査研究を行うこととしている。

(4) 感性豊かな文化の担い手育成プランの推進

子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むため、「本物の舞台芸術体験事業」「学校への芸術家等派遣事業」や、「伝統文化こども教室事業」を拡充するほか、「文化芸術による創造のまち」支援事業や、「地域人材の活用による文化活動支援事業」など、子どもの文化芸術体験活動を推進するための施策の一層の充実を図る。

地域文化の振興

国民の舞台芸術の鑑賞機会を充実するため、「舞台芸術の魅力発見事業」を拡充する。

このほか、国民が日ごろ取り組んでいる文化活動を全国規模で発表・交流する国内最大の文化の祭典「国民文化祭」を実施している。平成二〇年度は、第三回大会を茨城県で開催する。また、文化活動に取り組む全国の高校生が一堂に会する「全国高等学校総合文化祭」を実施している。平成二〇年度は、第三回大会を群馬県で開催する。

さらに、公立文化施設の活性化に資する情報の提供や、その職員を対象とする各種の研修を実施する事業なども行っている。

国語施策

国語は、我が国文化の基盤を成すものであり、時代の変化や社会の進展に応じ、その在り方等について検討し、適切な改善を図っていく必要がある。平成一七年三月には、文部科学大臣から文化審議会に対し、「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問された。敬語については、平成一九年二月に「敬語の指針」が答申された。これを受けて、文化庁としては、積極的に「敬語の指針」の普及に努めている。また、漢字については、現時点まで、漢字表の基本的な性格、字種選定における



人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としている。文化庁では、宗教法人法に基づく宗教法人の認証事務や宗教に関する資料の収集などを行い、宗教法人制度の適正な運用に努めている。また、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されている。

文化財の次世代への継承・発展

1 文化財の総合的な把握

地域のアイデンティティの核となる文化財を総合的にとらえ、まちづくりや地域の活性化などに活かしていくことは重要である。このため、市町村において、文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針を定める「歴史文化基本構想」を策定することなどが、平成一九年一〇月の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において提言された。

文化庁では、平成二〇年度よりモデル事業を実施し、「歴史文化基本構想」策定の方向性や

課題を明らかにすることとしている。また、歴史的なまちづくりを推進するため、関係省庁と連携して、重要文化財等を核とし、その周辺に形成される良好な環境を一体的に整備すること等を目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」を提出した。

2 高松塚古墳壁画の保存対策

キトラ古墳壁画の保存対策

国宝高松塚古墳壁画は、石室内に人物群像などが描かれた古墳壁画であるが、度重なるカビ等の生物被害などにより、壁画の汚れ、漆喰の劣化が進んだため、石室を取り出して解体修理を行うこととなった。平成一九年四月から八月にかけて石室の取り出しを行った。現在、壁画の修理及び石室取り出し後の墳丘部の仮整備の準備を進めている。

特別史跡キトラ古墳は、石室の天井に十二支の獣頭人身像が描かれた古墳であるが、発見当初より漆喰が浮き上がっており、剥落の危険性があった。現在、順次壁画の剥ぎ取りを行うとともに、カビ等の定期点検や仮設保護覆屋の設備等による環境制御を行っている。なお、本年五月に、明日香村にある飛鳥資料館にて、「子」・「丑」・「寅」の公開を予定している。

3 文化財の保存整備・活用

文化庁では、国宝・重要文化財である建造物や美術工芸品、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財および、史跡・名勝・天然記念物などの文化財を適切に保存し、後世に確実に継

基本的な考え方を取りまとめ、およそ二年後の答申を目指して、審議を続けていくこととしている。そのほか、言葉に関する関心を高めることを目的とした、「言葉」について考える体験事業や地域の体験事業の指導者を養成する「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業」を実施している。

外国人への日本語教育については、日本語学習者の増加や多様な日本語学習需要に対応するため、地域で日本語指導を行っているボランティア等への支援のほか、平成一九年度からは「生活者としての外国人」のための日本語教育事業として、日系人等を活用した日本語教室などの企画を公募により実施している。また、平成一九年七月以降、文化審議会において、外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりをふまえた日本語教育の在り方について検討を行っている。

なお、独立行政法人国立国語研究所では、国語および国民の言語生活ならびに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査・研究等を行っている。

宗務行政

我が国には、さまざまな宗教団体が存在し、そのうち、約一八万三〇〇〇の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっている。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、宗教団体に法

承するため、所有者や管理団体等が実施する文化財の調査、保存修理・整備および防災、技芸錬磨・後継者養成、公開活用等の事業に対し、引き続き国庫補助を実施していく。

特に平成二〇年度においては、木造建造物を中心とする文化財の保存修理の促進や、防災設備整備の推進を重点的に実施していく。

新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 法制度の整備

平成一九年度の文化審議会著作権分科会では、海賊版の譲渡のための告知行為の防止策や障害者福祉関係の権利制限等、私的録音録画補償金制度の抜本的見直し、権利者不明の場合の利用の円滑化方策や著作権等の保護期間の延長の是非等について検討を行い、平成二〇年一月に審議経過について報告された。

各課題については、一定の方向性を得つつも引き続き調整や検討が必要とされており、二〇年度も審議を続けるとともに、結論が得られたものから、速やかに制度改正等に取り組んでいく予定である。

2 円滑な流通の促進

情報化の進展等に対応し、著作物の円滑な流通を促進するため、①著作権等管理事業法の的確な運用 ②著作権契約のあり方についての調査研究 ③「自由利用マーク」の普及や新たな意思表示システムの構築等の施策を展開する。

3 国際的課題への対応

海賊版対策については、二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請や海賊版対策セミナーの開催等の施策を講じていく。

また、現在インターネットの普及および情報技術の発展に対応した著作権保護の国際的な議論が進んでおり、今後アジア諸国を中心にWCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約）、WPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）の早期締結を働きかけていくとともに、WIPO（世界知的所有権機関）で検討中のAV条約（視聴覚的実演条約）や放送条約等の策定に向けた議論に積極的に参加する。

4 著作権教育の充実

現在、「著作権教育」の充実は極めて重要な課題となっている。平成一四年度から、著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学はプロジェクト」を展開している。具体的には、児童生徒用学習ソフト等の公開や、著作権講習会の開催、「はじめて学ぶ著作権」教材開発等を行っており、引き続き著作権教育の推進を図っていく。

文化振興のための基盤整備

1 国立劇場・新国立劇場の充実

国立劇場では、伝統芸能の保存と振興を図る

ため、歌舞伎、演芸、能楽、文楽、組踊などの伝統芸能を各種の演出や技法を尊重しながら、つとめて古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、伝統芸能の伝承者養成事業を実施している。

また、新国立劇場では、現代舞台芸術の振興普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ・バレエ・現代舞踊・演劇などの自主制作の公演や、実演家の研修を実施している。

2 国立美術館の充実

独立行政法人国立美術館は、平成一九年一月に開館した国立新美術館を合わせた五館を運営し、多様化する国民の興味・関心や現代美術を取り巻く状況の変化に応じた美術作品の収集・展示・教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の国立美術館や作家との交流、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを実施している。

3 さまざまな文化芸術情報の発信

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場・新国立劇場の公演等に関する情報のデータベース化を行うとともに、文化庁ホームページ等を通じて情報提供を行っていく。また、全国の博物館・美術館から協力を得て、文化財や美術品等のデジタル画像等を試験的に公開している「文化遺産オンライン」は、引き続き公開情報の充実を目指すとともに、利用者の声を反映した検索システムに改良

するなど、本格的な稼働に向けた整備を図っていく。

文化の国際交流・協力

1 国際文化交流の推進

国際化の進展にともない、国際文化交流を通じて相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められている。また、我が国の魅力ある文化を海外に発信することにより、国際社会における日本および日本人の存在感を高めることが重要である。

このため、芸術家・芸術団体による国際交流や文化財の国際協力に加え、「国際文化フォーラム」の開催や、「文化庁文化交流使」事業を行っている。

2 芸術文化の国際交流・協力

我が国と外国との国際芸術交流（周年事業等にかかる二国間交流の推進、海外と協同でオペラ等を制作する国際共同制作、海外で開催される有名なフェスティバル等への参加）を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

3 文化財の国際交流・協力

紛争や自然災害により被害を受けた文化遺産を保護するため、当該国や国際社会の要請等に基づき、我が国および相手国の専門家の派遣および招へい等を行うなど、急を要する文化遺産国際協力に取り組む。



これらの文化遺産国際協力をいっそう推進するため、平成一八年六月に「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立し、同時に、国内の政府機関、研究機関、NGOなどが一体となって効率的・効果的な文化財国際協力を推進するため、ネットワーク推進、情報の収集・提供、調査研究等を実施する「文化遺産国際協力コンソーシアム」が発足した。また、二国間協力等による文化財交流、日本古美術品の海外での展覧会の開催や、国際機関との連携協力を進めている。

特に、ユネスコとの連携については、我が国の文化財の世界遺産への登録の推進と国際的な世界遺産の保護に関する取組を進めるとともに、「無形文化遺産の保護に関する条約」による無形文化遺産の保護への取組へ引き続き積極的に対応していく。

表紙絵紹介

東京国立博物館

住所：〒110-8712
東京都台東区上野公園13-9
お問い合わせ：03-5777-8600
(ハローダイヤル)

URL：http://www.tnm.jp/
◇アクセス：JR上野駅公園口・鶯谷駅より徒歩10分。東京メトロ上野駅・根津駅、京成電鉄京成上野駅より徒歩15分
◇開館時間：9:30～17:00 ただし2008年4月12日～9月の土・日・祝休日は18:00まで2008年3月20日～4月6日と4月11日～11月14日までの金曜日は20:00まで開館（入館は開館30分前まで）
◇休館日：月曜日（祝休日にあたる場合は開館し、翌火曜日休館。2008年4月28日、5月6日、8月11日は開館。2008年5月7日は休館、6月24日は臨時休館。年始、年末（12月28日～1月1日）

色紙貼付桜山吹図屏風

◆伝松屋宗達筆（色紙）本阿弥光悦筆
江戸時代(17世紀)◆紙本着色・色紙貼付◆6曲1双◆各154.4cm×363.2cm◆国立東京博物館蔵

ゆるやかに丸みをもって伸びる緑の土坡に、桜と山吹が咲き競い、その上に古今和歌集を書写した色紙30枚が貼られている。日本の春といえば、桜。その歴史は古く、平安時代にはすでに、花といえば桜のことを指すようになっていた。現代でも、新生の季節を象徴するように、入学のイメージと重ね合わされた映像が各種のメディアにあふれ、桜前線と旅のポスターが、旅恋しさと詩情をかきたてる。野の花をめぐる想いが薄れた時代になりながら、今も桜は、誰もが季節を感じる花となっている。桜に続いて鮮やかな黄色の花が目を惹きまさせる山吹も、春から夏へと移りゆく季節を象徴するものとして、古くから和歌に詠まれていた。

この屏風は、真っ白な絵の具で五弁をかたどった山吹と、立体的に胡粉を盛り上げて、小判にたとえられるそのままに、金色に塗られた山吹を配すだけのシンプルなもので、当初から、色紙を貼るために描かれたと考えられている。色紙は寛永の三筆と賞される本阿弥光悦（1558～1637）の筆になり、金銀泥と緑青などの絵の具をたっぷり使って描かれた下絵は徳屋宗達（生没年不詳）筆。屏風の絵も宗達の手になると考えられている。掲載部分の色紙には、「けふのみとはるをおもはぬときだにも 立つことやすき花のかげかは」と凡河内躬恒の和歌が書かれている。（田沢裕賀）



次号(5月号)予告

特集

幼稚園・小学校における学習指導要領の改訂

これまでの審議について
初等中等局教育課程課

論文
藤 隆

幼稚園教育改訂のポイント

教科調査官

小学校学習指導要領の各教科における改訂のポイント

教科調査官

●お詫び……本誌3月号32～33ページの特集「論文」をご執筆いただいた藤山良一氏のプロフィールと顔写真が掲載されていませんでした。お詫びして掲載いたします。

福岡県教育委員会教育長 藤山良一（ふじやま・りょういち）
昭和45年に福岡県教育庁採用。昭和51年から3年間文部省に出向。福岡県教育庁指導第一部長、同教育企画部長、同教育センター所長、同教育次長などを経て平成14年4月から現職。平成19年6月から中央教育審議会専門委員（初等中等教育分科会）。



編集後記

四月は入学、入社など新たな門出を迎える時期です。環境も大きく変わり、期待や不安も大きいと思います。自分らしさを見失わず、目標を持って新たなスタートをきりたいものですね。

今月号は平成二〇年度の「文教・科学技術施策の進展」を第一特集で紹介しております。教育、科学技術、学術、スポーツ、文化のそれぞれの分野についてポイントを分かりやすく解説しております。

す。また、第二特集では今年二月にオープンした「文部科学省 情報ひろば」の概要を紹介しております。どなたでも自由にご覧いただくことができますので、本誌がお立ち寄りいただくきっかけになれば幸いです。

本誌の編集担当として二年目を迎えます。今後も誌面の充実に向けてまいりますので、引き続き「愛顧」くださいますようよろしくお願いいたします。（梶）

MEXT.61

月刊

文部科学時報

4月号 第1587号

平成20年4月10日印刷
平成20年4月10日発行

●著作権所有 文部科学省◎

●発行所 株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666（営業部）

URL http://www.gyousei.co.jp

●印刷所 ぎょうせいデジタル株式会社

本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることを断りたいします。

定価700円[本体667円]（〒92円）

年間購読料8,400円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。

・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとりの書店にてお願いいたします。